

規 則 名	理 由	要 旨
奈良県教育委員会事務局 行政文書管理規程の一部改 正	教育委員会事務決裁規程 の改正に伴い、所要の改正 をしようとするものである 。	1 決裁区分の追加 課長補佐等に専決権限が付与されることに伴い課長補佐及び室長補 佐決裁の区分を追加する。 (第18条関係) 2 施行期日 令和7年4月1日から施行する。

奈良県教育委員会教育長訓令第 号

事務局一般

県立学校

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和 年 月 日

奈良県教育委員会教育長 大石 健一

第十六条第四項に次の一号を加える。

七 課長補佐及び室長補佐決裁 G

奈良県教育委員会行政文書管理規程の一部改正(案) 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(起案) 第十六条 略 2及び3 略 4 起案文書には、起案の際、次の各号に掲げる決裁の区分に従い、当該各号に定める記号を記入しなければならない。 一～六 略 七 課長補佐及び室長補佐決裁 G 5～7 略</p>	<p>(起案) 第十六条 略 2及び3 略 4 起案文書には、起案の際、次の各号に掲げる決裁の区分に従い、当該各号に定める記号を記入しなければならない。 一～六 略 5～7 略</p>